

もっと安心、さらに頼れる制度に！ 共済事業が平成30年7月に改定

近年、安全保障環境が厳しさを増している中で、防衛省・自衛隊の隊員の生活の安心を支える防衛省生協の役割は、ますます重要になっています。万一のときの保障をさらに充実させ、もっと安心、さらに頼れる制度とするために共済事業が改定されます。

ポイント1

生命・医療共済

契約者の加入限度口数が4口に増口

一家を支える組合員が万一死亡したり、入院したりしたときの保障内容をより充実させるため、組合員本人の生命・医療共済の加入限度口数が、これまでの「3口」から「4口」に増口されます。

4口加入 した場合

掛金：4,000円/月

▶ 死亡・重度障害共済金：2,000万円

▶ 入院共済金：1日12,000円(上限216万円/年度)

▶ 手術共済金：12万円(1入院で1回支払い)

ポイント2

火災・災害共済

生命・医療共済

組合員が死亡したときの「遺族組合員制度」を創設

万一、組合員が亡くなった場合に、配偶者が遺族組合員として共済事業を利用できるようにするため「遺族組合員制度」が創設されます。これにより、遺された家族の生活への不安の解消や生活の安定を図ります。



ポイント3

生命・医療共済

私的な海外旅行等での入院・手術も保障の対象に

これまで生命・医療共済では、公的な海外赴任・海外出張での入院・手術は保障の対象となっていましたが、私的な海外旅行等での入院・手術は保障の対象外でした。今回の改定により、私的な海外旅行等での入院・手術も生命・医療共済の保障の対象になります。

